

1月からマイナンバーの利用が始まりました

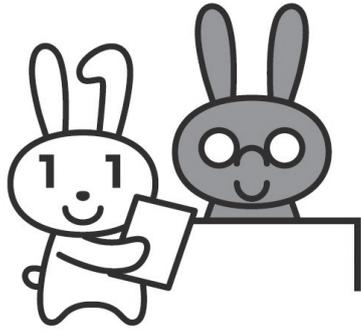


平成28年1月から、マイナンバー（個人番号）の利用が開始されました。

今後は、社会保障や税、災害対策の事務での申請や届出の手続きなどでマイナンバーの提示と身元確認が必要になります。

その内容について、お知らせします。

【総務部・総務課】



マイナンバーを利用する事務手続き

暮らし

●住民票・戸籍

- カードの記載事項の変更
※転入や転居で住所を変える場合や結婚等で名前が変わる場合は、変更事項を記載しますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。

市民課 ☎ 24・22222

●市営住宅

- 市営住宅への入居申し込み
- 市営住宅入居中の各種届出
建築課 ☎ 52・20000

保険・医療

●国民健康保険・後期高齢者医療保険

- 被保険者証の資格取得、喪失の届出
- 被保険者証の再交付申請

- 限度額適用・標準負担額減額認定の申請
- 高額療養費や療養費などの支給申請
- 第三者行為による被害届出
市民課 ☎ 24・22222

●福祉医療（医療費助成）

- 福祉医療費受給者証の交付・再交付申請、年度更新などの申請
- 資格内容変更ならびに喪失の届出
市民課 ☎ 24・22222

介護・福祉

●介護保険

- 介護保険の資格取得、異動、喪失の届出
- 要介護等認定（新規・更新）の申請
- 要介護等認定区分変更の申請

- 被保険者証等の再交付の申請
- 負担限度額認定の申請
- 高額介護サービス費の支給申請

- 福祉用具購入費支給の申請
- 住宅改修費支給の申請
- 介護保険料の減額申請
高齢福祉課 ☎ 53・0153

●福祉

- 身体障害者手帳の申請
- 精神障害者保健福祉手帳の申請
- 特別障害者手当、障害児福祉手当の申請
- 特別児童扶養手当の申請
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請
- 障害児通所支援の給付申請
- 自立支援医療費の申請
- 日常生活用具給付の申請
- 補装具費支給の申請
- 生活保護の申請
- 特別弔慰金の請求
社会福祉課 ☎ 52・3936

子育て

- 子育て
○児童手当の認定請求の提出

- 児童扶養手当の認定請求や現況届の提出など
市民課 ☎ 24・22222
- 保育園への入所申し込み
児童福祉課 ☎ 52・28822

●妊娠・出産

- 母子健康手帳の交付申請
- 低体重児の届出
- 養育医療の給付申請
健康医療課 ☎ 53・2101

税金

●税金

- 住民税の申告
- 軽自動車税の減免申請
- 入湯税の申告
- 償却資産の申告
- 固定資産税の減免申請
税務課 ☎ 24・22222

※このほかの手続きにもマイナンバーの利用が必要になる場合があります。

マイナンバー(個人番号)を利用する手続きでは、番号と本人確認が必要となります。

マイナンバーを利用する手続きでは、市がマイナンバーを記載した申請書等を受け付ける場合、なりすましによる不正な申請を防ぐため、番号確認と本人確認を行います。

そのため、通知カードなどの番号確認書類と、運転免許証などの本人確認書類の提示が必要となります。なお、個人番号カードを持っている方は、カード1枚で番号確認と本人確認が同時に行えるため、カードのみの提示となります。

各種手続きは代理人による申請も可能です。代理人による申請の場合は、戸籍謄本や委任状などの代理権を確認する書類と代理人の本人確認書類に加え、申請者本人の番号確認書類が必要となります。

◆マイナンバーを利用する手続きの際に必要な書類

個人番号カードを持っていない方

運転免許証
または
パスポート

+

通知カード
または
住民票(番号明記)

※上記の書類の提示が困難な場合は、各種手続きの窓口へ、お問い合わせください。

個人番号カードを持っている方

これ1枚で
いいよ!



個人番号カード

のみ

通知カードとは？

12桁の個人番号を知らせるために、住民票を持つ全ての人に郵送されているカードです。下呂市民は、昨年11月中旬から順次発送されています。

※いまだに通知カードが届いていない方は、市民課市民係（☎24-2222）へお問い合わせください。



個人番号カードとは？

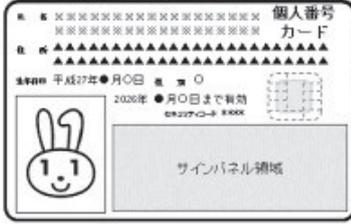
12桁の個人番号が記載された顔写真付きのカードです。個人番号カードは、希望者の申請により交付されます。

※申請方法を、次ページに紹介しています。

(裏面)



(表面)



☎ ご不明な点はお問い合わせください。 ☎

◆ **マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)**

☎0120-95-0178

平日/午前9時30分～午後10時、
土日・祝日/午前9時30分～午後5時30分

◆ **通知カード、個人番号カードに関すること**
市民部市民課 ☎24-2222 (内線117)

◆ **その他マイナンバー制度に関すること**
総務部総務課 ☎24-2222 (内線212)